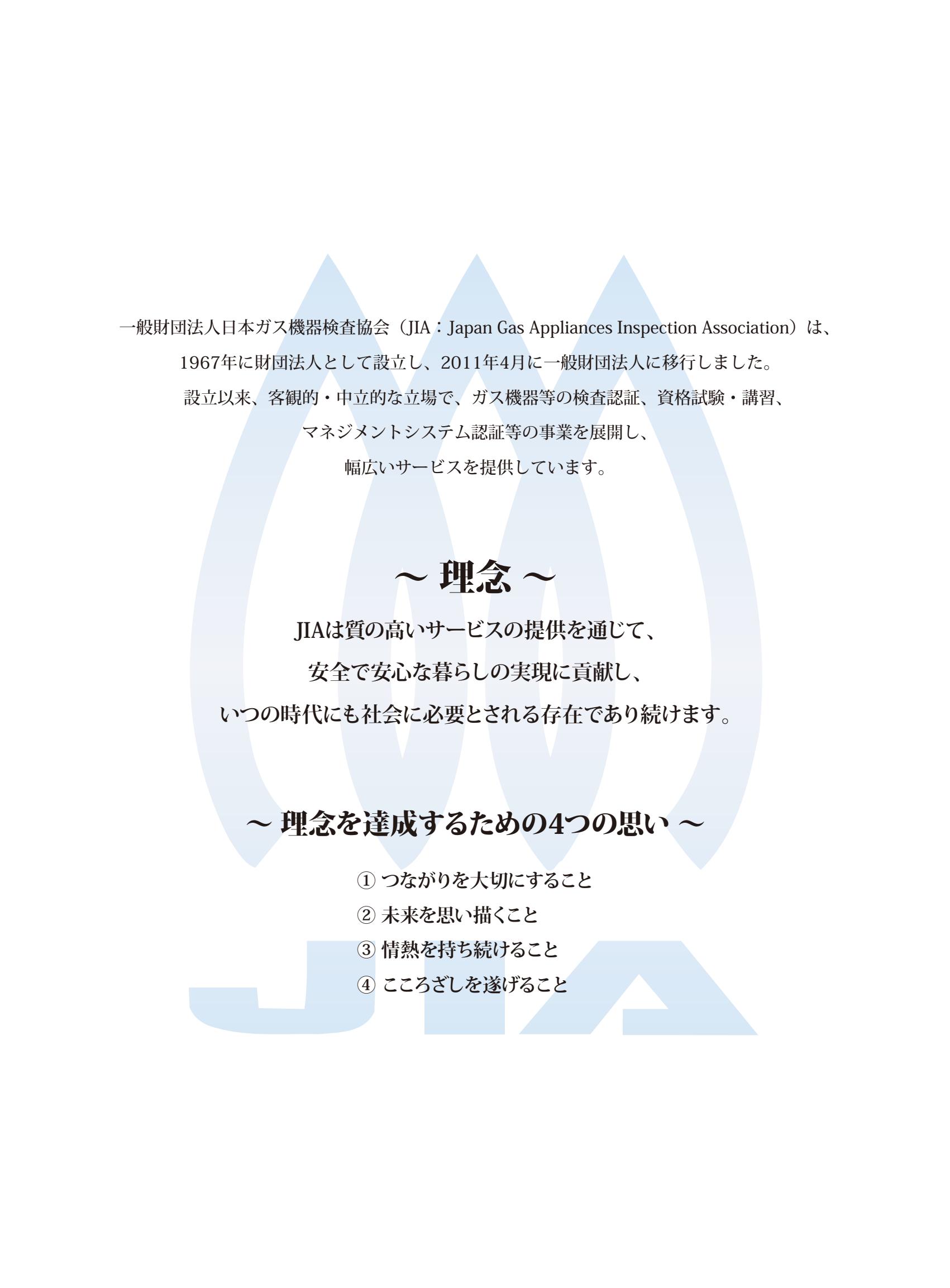




一般財団法人 日本ガス機器検査協会

<https://www.jia-page.or.jp/>



一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA：Japan Gas Appliances Inspection Association）は、
1967年に財団法人として設立し、2011年4月に一般財団法人に移行しました。
設立以来、客観的・中立的な立場で、ガス機器等の検査認証、資格試験・講習、
マネジメントシステム認証等の事業を展開し、
幅広いサービスを提供しています。

～ 理念 ～

JIAは質の高いサービスの提供を通じて、
安全で安心な暮らしの実現に貢献し、
いつの時代にも社会に必要とされる存在であり続けます。

～ 理念を達成するための4つの思い ～

- ① つながりを大切にすること
- ② 未来を思い描くこと
- ③ 情熱を持ち続けること
- ④ こころざしを遂げること

目 次

■ ガス機器等の検査・認証事業 2

1. ガス事業法等に基づく検査（適合性検査）
2. 産業標準化法によるJIS認証
3. 水道法による給水装置の認証
4. 契約に基づく検査・認証
5. 消防法に基づく防火性能評定
6. 國際規格等に基づく電気安全試験
7. ガス事業法に基づくガス工作物使用前検査
8. 森林認証
9. 木質バイオマス証明の事業者認定
10. クリーンウッド法登録業務
11. クリーンガス証書事業

■ 資格試験・講習事業 4

1. ガス主任技術者試験事務
2. ガス機器等の設置・施工に関する資格講習

■ マネジメントシステム認証事業 8

1. 品質マネジメントシステム (ISO 9001)
2. 環境マネジメントシステム (ISO 14001)
3. 労働安全衛生マネジメントシステム (ISO 45001)
4. 自動車産業向け品質マネジメントシステム (IATF 16949)
5. 食品安全マネジメントシステム (ISO 22000、FSSC 22000、JFS-C)
6. サブリメントGMP (JIA-GMP)
7. 温室効果ガス (GHG) 排出量検証 (東京都、埼玉県)

◆国際化への対応と海外認証機関との協力 11

1. 海外認証機関との業務提携
2. 標準化活動

◆社会貢献活動の実施 11

1. 行政機関等からの依頼試験・ガス機器に関する事故原因究明
2. 行政機関等からの受託事業
3. 検査設備の開放・貸出
4. 広報活動

ガス機器等の検査・認証事業



JIAは、法律・規格・基準に基づきガス機器等の製品・設備の安全・性能について検査・認証を行っています。これら法律・規格・基準に適合したことを証明する『JIAマーク』は、社会から高い信頼を得ています。

お問合せ

認証技術部：03-5570-5990
ガス工作物検査グループ：03-3960-0031

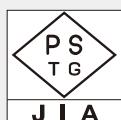
東京検査所：03-3960-4251
名古屋検査所：0568-72-2361
大阪検査所：06-6224-4468

1 ガス事業法等に基づく検査（適合性検査）

「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」「消費生活用製品安全法」「電気用品安全法」に基づく登録検査機関として、法律に定められた製品について安全基準への適合を確認しています。

＜証票と対象品目＞

■ガス事業法



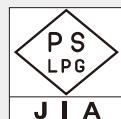
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
半密閉燃焼式ガスストーブ
ガスふろバーナー

■消費生活用製品安全法



浴槽用温水循環器

■液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律



カートリッジガスこんろ
半密閉式瞬間湯沸器
半密閉式バーナー付ふろがま
半密閉式ストーブ
ふろバーナー
ふろがま
液化石油ガス用ガス栓
携帯液化石油ガス用バーナー

■電気用品安全法



電熱器具



2 産業標準化法によるJIS認証

産業標準化法による登録認証機関として、JIS認証は製品試験と工場審査とから構成され、試験・調査の結果がJIS規格に適合している場合にJIS認証書が発行されJISマークを製品に表示することができます。

＜証票と対象品目＞



家庭用ガス調理機器
家庭用ガス温水機器
カセットこんろ用燃料容器

ガスコード
ガス機器用迅速継手
ガス栓

3 水道法による給水装置の認証

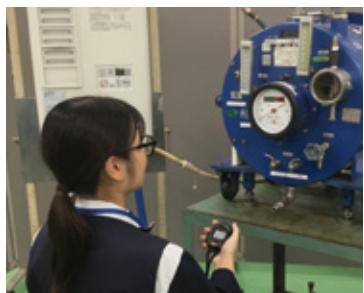
上水道に接続する給水装置について、水道法で定める給水装置の構造及び材質の基準によって認証を行っています。給水装置の認証は、性能基準検査の後、製造工場の検査（フォローアップ検査）又は製品の抜取検査を行います。これらの検査に合格した製品には、基準に適合した証しとしてJIAマークを表示することができます。

＜証票と対象品目＞



湯沸器類
給水栓・弁類
その他

4 契約に基づく検査・認証



JIAは、製造・販売事業者との契約により、ガス機器等の安全・性能等に関し検査を行い認証しています。これら検査・認証に用いられる検査基準は、消費者団体、学識経験者、行政機関、関係業界等の委員によって構成された委員会で公平性を確保された基準として策定されています。分散型電源として期待されている燃料電池など新たな機器の認証も行っています。

JIAの検査・認証は、製品の設計に関する検査(形式検査)と、製品が設計どおり製造されていることを確認する製造工場の検査(フォローアップ検査)から構成されています。これら2段階の検査に合格した製品には認証書が発行され、検査基準に適合した証しとしてJIAマークが表示されます。

＜証票と対象品目＞

■家庭用・業務用ガス機器



- | | |
|-------|--------------------|
| 調理機器 | ガスヒートポンプ冷暖房機 (GHP) |
| 温水機器 | ガスエンジンコージェネレーション |
| 暖房機器 | 燃料電池等 |
| 衣類乾燥機 | 業務用厨房機器 |

■低輻射型ガス厨房機器(業務用厨房機器)



純水素ガス厨房機器



■防災用機器等



- | |
|--------------|
| 都市ガス用ガス警報器 |
| 都市ガス用外部警報器 |
| カセットこんろ用容器 |
| 都市ガス用マイコンメータ |
| ガス燃焼機器用排気筒等 |



- | |
|----------|
| 都市ガス用ガス栓 |
| 金属可とう管 |
| ガスコード |
| 迅速継手等 |



- | |
|--------------|
| ふろがま用ゴム製循環管 |
| ガス燃焼機器用部品 |
| カートリッジガスこんろ用 |
| 主要部品 |

JIA製品認証のプロセス

検査所での形式検査*と製造工場での工場審査(フォローアップ検査)を実施 *JIS認証では製品試験

1 形式検査

JIAの検査所での検査

適用される検査規程等に定められた技術上の基準への適合を確認



2 フォローアップ検査

製造工場での検査(工場審査)

フォローアップ検査規程等に定められた要求事項への適合を確認



認証



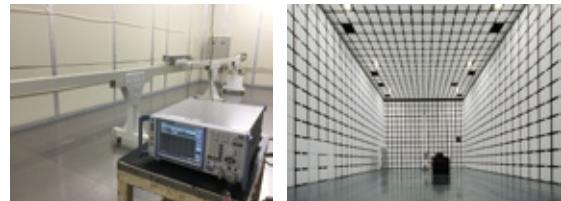
5 消防法に基づく防火性能評定

ガス燃焼機器等を設置する際の火災予防上安全な距離(可燃物との離隔距離)を短くするため、JIAでは消防庁告示に基づき防火上の有効性を確認する試験を実施しています。試験により決定した離隔距離は、防火性能評定ラベルに具体的な数値で記載し消防機関等に情報提供しています。

ガス機器防火性能評定			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
以上	以上	以上	以上
一般財団法人日本ガス機器検査協会			

6 国際規格等に基づく電気安全試験

第三者による認定試験所として、電気機器の安全性試験、材料評価試験、EMC試験を実施しています。JIAにご依頼いただきことで、ガス・石油機器、燃料電池、家庭用電気器具などの電気安全性が国際規格や国内の技術基準等*に適合していることを証明することができます。



* 試験実施項目については別途お問い合わせください。

お問合せ

電気機器の試験 大阪検査所 : 06-6224-4468
EMC試験 名古屋検査所 : 0568-72-2361

7 ガス事業法に基づくガス工作物使用前検査

都市ガスの製造所やガスホルダー、導管、整圧器など経済産業省令に定められたガス工作物は、実際に使用する前に検査を受けて合格することが必要です。JIAは、経済産業大臣の登録を受けた登録ガス工作物検査機関としてガス工作物の使用前検査を行っています。

登録ガス工作物検査機関による検査の内容 :

- ①届出した工事計画通り、工事が行われていること
- ②ガス工作物使用前自主検査要領に基づき正しく自主検査が行われ、かつ省令に定める技術上の基準に適合していること



8 森林認証

森林認証制度とは、適正に管理された森林を認証し、さらにその森林から産出された材を供給連鎖段階でも適切に分別管理することにより、持続可能な森林管理と木材利用を図ろうとする制度です。

認証された製品であるかどうかは、販売先への伝票等に認証主張(認証パーセンテージ情報等)や認証番号等を記載することにより、認証情報を伝達します。すべての供給連鎖を通じてこの情報をつなげることにより、製品が適切に管理された森林からの材料を使用している製品かどうかを判別できる仕組みになっています。また、認証製品には、森林認証のロゴマークを使用でき、消費者はロゴマークを見て森林認証製品を購入することで間接的に持続可能な森林管理をサポートできます。

なお、供給連鎖段階での認証をCoC(Chain of Custody)認証と呼び、JIAでは、それぞれ森林施業を行う事業者や認証材の製造・供給に携わる事業者を対象に認証を行っています。

森林認証制度は世界に様々な種類があります。これは様々な団体が独自に規定を作っている為であり、世界中で適用される規定もあれば、国単位で規定されている制度もあります。

JIAでは数ある森林認証制度の内、世界で最もFM認証面積の多いPEFC^{※1}認証、日本の森林認証制度である

SGEC^{※2}認証、世界で最もCoC認証取得者の多いFSC^{※3}認証の審査・認証業務を行っています。JIAはPEFC、SGEC及びFSCについて、日本で活動する審査・認証機関の中で唯一、3つの認証制度の認定を直接取得している認証機関であり、3つの森林認証制度についてワンストップで審査を提供しています。なお、PEFCとSGECは相互承認をしているため要求事項に大きな違いはありませんが、FSCとの同等性はありません。



※1 PEFC: Programme for the Endorsement of Forest Certification

※2 SGEC: Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)

※3 FSC: Forest Stewardship Council® (森林管理協議会)

お問合せ 認証技術部 森林EPAチーム : 03-3586-1686

9 木質バイオマス証明の事業者認定

再生可能エネルギーに対する固定価格買取制度 (FIT, Feed-in Tariff) が 2012 年 7 月から日本でもスタートしました。再生可能エネルギーで発電した電力を電力会社が一定価格・一定期間買い取ることを国が保証し、再生エネルギーの普及を促進するための制度です。

JIAでは、FITの対象となる木質バイオマス燃料を供給する事業者に対する認定サービスを提供しています。使用する燃料材の区分により電力調達価格が異なるため、国が定めるガイドラインに従って、国産材、輸入材に関わらず木質バイオマスの出所を確認するとともに燃料を供給する素材生産事業者、燃料メーカー、流通事業者の分別管理などの運用の適切性を審査し、事業者認定を行っています。

10 クリーンウッド法登録業務

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称「クリーンウッド法」)が 2017 年 5 月 20 日に施行されました。

この法律は、木材等を取り扱う事業者(以下、木材関連事業者)を対象としており、事業内容により第一種木材関連事業者または、第二種木材関連事業者に分類されます。

JIAでは、第一種及び第二種木材関連事業者の登録業務を行っています。

11 クリーンガス証書事業

クリーンガス証書制度とは、燃焼しても大気中のCO₂が増えないとみなせる価値(環境価値)を持つ「e-methane」や「バイオガス」(総称として「クリーンガス」)を製造するクリーンガス製造設備を認定し、その認定された製造設備で作られたクリーンガスの相当量を認証し、環境価値をエネルギー価値から分離させ、移転可能とするクリーンガス証書を発行するものです。

JIAは、製造設備認定や相当量認証するための現地審査を実施し、クリーンガス証書を発行いたします。



お問合せ 認証技術部 認証チーム : 03-5570-5990

資格試験・講習事業

ガスの製造・供給からガス機器の使用までの安全を確保するため、それに携わる技術者を対象に資格試験及び各種資格講習を行っています。

1 ガス主任技術者試験事務

ガス小売事業者、ガス導管事業者及びガス製造事業者は、ガス工作物の工事、維持又は運用に関し保安を確保するため、ガス主任技術者を選任することがガス事業法で義務づけられています。JIAは、経済産業大臣から指定を受けた指定試験機関として、ガス主任技術者試験の事務を担い、試験の実施並びに免状の交付を行っています。

お問合せ ガス主任試験業務グループ：03-3960-0159

2 ガス機器等の設置・施工に関する資格講習



JIAは、ガス機器設置工事・内管工事に携わる方を対象に各種資格講習及びガス機器の設置基準に関する書籍の出版を行っています。

お問合せ 試験・教育講習部：03-3960-7841

(1) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律(特監法)に基づく講習

屋内に設置されるガスふろがま、ガス湯沸器及びこれらの排気筒に関する設置工事は、同法に基づきガス消費機器設置工事監督者の監督・指示のもとで施工を行うか又は監督者自らが施工することが法律で定められています。JIAは、特監法の指定講習機関として経済産業大臣から指定を受け、工事監督者に必要とされる知識・技術に関する講習を実施しています。

(2) ガス機器設置スペシャリスト(GSS：Gas Appliances Setting Specialist)に関する講習

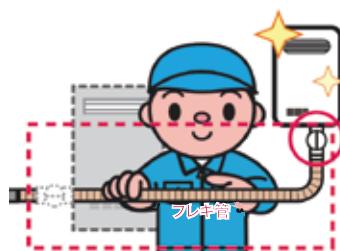
GSSは家庭用常設型ガス機器の設置者を育成するために業界団体が創設した資格制度です。JIAは、資格制度の運営及び講習を実施する機関として、最新のガス機器を含めたガス機器の設置・施工に必要な基礎知識、施工方法、関連法規などの内容を教育する講習会を開催し、資格取得された方には資格証を発行しています。



(3) 内管工事資格制度の運営機関業務

内管工事資格は、都市ガス需要家の敷地内に設置されるガス管（内管）の工事を行う指定工事店の施工者の技量確保を図るために日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、運営機関として資格管理等の事務業務を行っています。

(4) 簡易内管施工士資格に関する講習



簡易内管施工士資格は、都市ガス需要家におけるガス機器の移設工事等に伴うガス栓の移設・増設工事（ネジ切り配管工事、隠ぺい部分の工事は除く）を行う際に、施工に必要な知識・技能を有していることを証明するために日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、簡易内管施工士の資格付与及び知識・技能向上のための講習会を開催しています。

(5) ガス可とう管接続工事監督者に関する講習



ガス可とう管（強化ガスホース及び金属可とう管）を用いてガス機器とガス栓（都市ガス）を接続する工事を行う場合、十分な知識や技能を有する監督者のもと施工されることで安全が確保されます。JIAは、運営機関として、ガス可とう管接続工事監督者講習会を開催しています。

(6) 保安業務監督者に関する講習

ガス小売事業者が保安業務規程においてガス消費機器に関する周知・調査などの保安業務を監督する者として選任する「保安業務監督者」を育成するための講習会を開催しています。

(7) 消費機器調査員資格制度に関する講習

消費機器調査員資格制度は、消費機器調査の適切な実施によりお客様の保安水準の維持・向上を図ることを目的に日本ガス協会が創設した資格制度です。JIAは、日本ガス協会の委託を受けてガス小売事業者の保安業務を担当する者を育成するための講習会を開催しています。

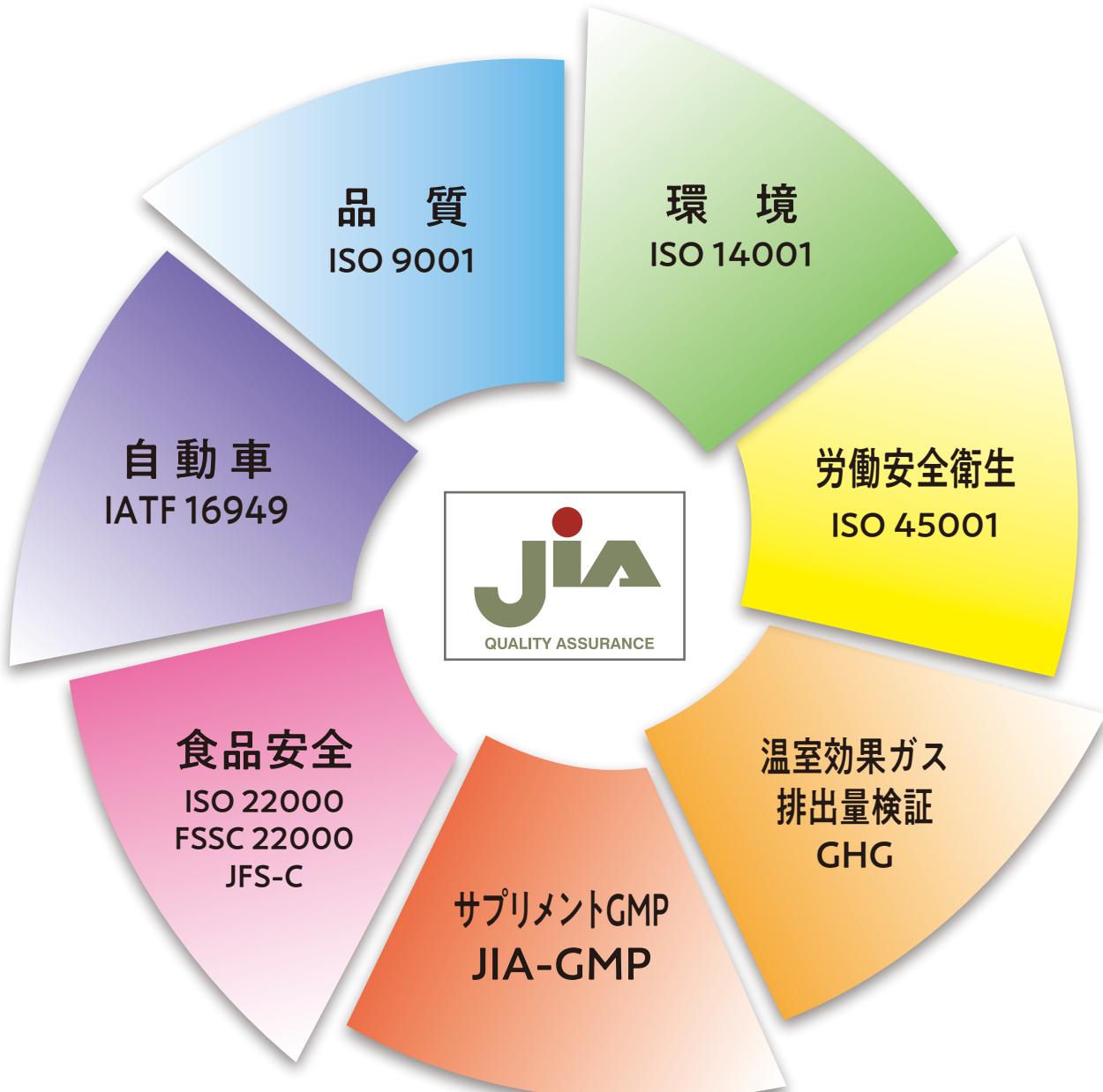
(8) ガス機器設置に係る初級者向け実技講習

ガス機器の施工事業者へ入社した新入社員の方などを対象に、実機を用いて、ガス機器設置に係る基本的な工具の取り扱い方を習得していただく講習会を開催しています。

(9) ガス機器の設置基準及び実務指針(黒本)の出版

ガス機器の設置工事の際の基準等をまとめた「ガス機器の設置基準及び実務指針」（家庭用）及び「業務用ガス機器の設置基準及び実務指針」を出版しています。これらは通称「黒本」と呼ばれ、安全なガス機器の設置に役立っています。また、現場で「黒本」の主なポイントについてご確認いただけるように、家庭用及び業務用の「実務者必携 ガス機器設置工事者のためのポケットブック」も出版しています。

マネジメントシステム認証事業



JIAは我が国におけるISO認証導入当初の1993年6月にISOマネジメントシステムの認証機関としてJIA-QAセンターを設立し、日本適合性認定協会(JAB)から認定を取得しました。

JIA-QAセンターは、母体となるガス機器の検査・認証業務で培った、工場の品質管理体制に対する経験や能力を活かし審査において現場確認重視の姿勢を貫いております。

このような審査に対する真剣な取り組み姿勢により、お客様から高い信頼をいただいており、長年に亘る豊富な審査・認証の経験と相まって、認証対象業種は自動車をはじめ、化学、樹脂、機械、食品、建設などの各種製造業、技術サービス、運輸、エンジニアリングなどの各種サービス業と多岐にわたる産業分野に拡がっています。

お問合せ JIA-QA センター: 03-5570-9561

1 | 品質マネジメントシステム (ISO 9001)

ISO 9001 とは、品質マネジメントシステム (QMS) の国際規格で、顧客要求事項及び適用される法令・規制要求事項を満たした製品・サービスを一貫して提供する能力を持つこと、顧客満足を向上させる仕組みです。

日本適合性認定協会 (登録番号:CM004) 及びオランダの認定機関であるRvA*から、ガス事業、ガス機器製造、機械、自動車、電気電子、金属、化学、サービス等多岐にわたる分野において認定を受け、ISO 9001 の認証を行っています。



*RvA : Raad voor Accreditatie (登録番号 : C141)

2 | 環境マネジメントシステム (ISO 14001)

ISO 14001 とは、環境マネジメントシステム (EMS) の国際規格で

- ・汚染の予防
 - ・適用可能な法的及びその他の要求事項の遵守
 - ・環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善
- を目的に実施する仕組みです。



日本適合性認定協会から、ガス事業をはじめ、機械、化学、印刷、サービス等の産業分野において認定を受け、ISO 14001 の認証を行っています。

3 | 労働安全衛生マネジメントシステム (ISO 45001)



ISO 45001 とは、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格で、労働災害発生の可能性や経営リスクを低減することを目的に実施する仕組みです。

労働災害は一旦発生すると企業にとって貴重な「人財」を損なうだけではなく、使用者としての善管注意義務が問われます。ISO 45001 の取得により、労働災害リスクの低減や労働生産性の向上、企業の社会的信頼の獲得につながります。

4 | 自動車産業向け品質マネジメントシステム (IATF 16949)

近年、米国及び欧州の大手自動車会社では、IATF 16949 の認証を受けたメーカーから部品調達を行うというグローバリゼーションの動きが進んでいます。

JIA-QAセンターは、国際的な自動車産業界の連合組織であるIATF (International Automotive Task Force) から IATF 16949 の認証機関の認定を受け、認証を行っています。IATF の評価においてJIA-QAセンターは一貫して優秀なパフォーマンススコアを維持しています。



5 食品安全マネジメントシステム (ISO 22000、FSSC 22000、JFS-C)

ISO 22000 は、食品衛生におけるハザード分析手法である HACCP を利用して、全てのフードチェーンでの食品安全を目的とした国際的なマネジメントシステム規格です。JIA-QAセンターは2008年1月に日本適合性認定協会から認定を受け、認証を行っています。

また、フードディフェンス（食品防御）強化及びフードラウド（食品偽装）防止を盛り込んだ FSSC 22000 は、ISO/TS 22002-1 等（現場レベルでの個別具体的な一般衛生管理）が要求されていることで、食品安全への取り組みをより具体的に推進できる認証スキームです。FSSC 22000 についても、2012年3月に日本適合性認定協会から認定を取得し、認証を行っています。

2016年7月に、日本発の食品安全マネジメントシステムの認証スキームが公表され、同年8月に日本で

最初にJFS-C規格に基づく認証を開始しました。国際標準に共通する部分に加え、「現場からの改善提案」や「食品偽装防止対策」が要求事項に定められるなど、日本発としての特徴を有しています。2016年9月に JFS-C 認証を行い、2017年2月には、日本適合性認定協会から認定を取得しています。

食品工場等においては現場での審査が重要であり、食品安全分野の認証においても、現場確認重視の姿勢で培ってきた審査経験を活かしています。



6 サプリメントGMP (JIA-GMP)

日本アンチ・ドーピング機構（JADA）により設置されたサプリメント認証枠組み検証有識者会議が発行した「スポーツにおけるサプリメントの製品情報公開の枠組みに関するガイドライン」で、生産施設審査の審査基準として JIA サプリメント GMP 基準が認められ、これに基づく審査を実施しています。

7 温室効果ガス (GHG) 排出量検証 (東京都・埼玉県)

2010年4月に東京都で温室効果ガスについて義務化された「総量削減義務と排出量取引制度」、2011年4月に埼玉県で義務化された「目標設定型排出量取引制度」において、登録検証機関として排出量検証を行っています。

東京都及び埼玉県の排出量検証のいずれにおいても多数の検証実績があり、特に、東京都特定ガスでは全体の約10%のシェアを占める有数の検証機関です。

熱効率が重要視される地域冷暖房事業所においては、とりわけ日本を代表する丸の内地区や日本最大の新宿地区のエネルギー供給事業者を検証した実績があります。また、高い検証レベルが要求されるトップレベル事業所、事業所ごとに特有の専門性が要求されるその他ガス削減量、都内外削減量等についても複数の実績があります。



国際化への対応と海外認証機関との協力

経済のグローバル化進展の中、貿易の拡大に伴う国際化の流れはガス機器等にも及んでいます。JIAは、このような国際化の進展に対応するため、各国の検査・認証機関との業務提携や技術情報交換を通じて緊密なネットワークを作り、海外の規制及び基準改正の動向調査、検査技術情報の収集等を行っています。

1 海外認証機関との業務提携

海外の認証機関と業務提携を行い、①「海外で生産されたガス機器等が日本に輸入される場合の工場検査を海外認証機関に代行させる業務」、②「国内で生産されたガス機器等を海外に輸出する場合の工場検査をJIAが代行する業務」を行っています。

2 標準化活動

市場の合理化、安全・安心の確保、技術情報の相互理解、品質の確保及び新技術・製品の普及等のため、標準化活動への取り組みが重要視されています。JIAでは、標準化活動として主にガス燃焼機器やガス関連製品に関する国内標準であるJISや国際標準であるISO、IEC規格の開発に関する審議・策定に参画し、ガス燃焼機器やガス関連製品の品質・技術の向上及び関連業界の標準化活動に貢献しています。

社会貢献活動の実施

1 行政機関等からの依頼試験・ガス機器に関する事故原因究明

ガス機器に関する事故原因の究明には、客観性と中立性が求められます。JIAは、高い専門能力を備えた中立機関として、行政機関、警察、消防、裁判所等からの原因究明依頼に対して、調査・試験を行っています。また、消費者団体からのガス機器等の性能や安全性などの確認に関する依頼試験を実施しています。

2 行政機関等からの受託事業

（1）ガス機器等の試買試験

「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「消費生活用製品安全法」の規制対象製品として指定されているガス機器等を市場から買い上げて、技術基準への適合性について調査しています。

（2）ガスの使用における安全性に関する調査

ガスを安全に使用するための技術的な調査を実施しています。

3 検査設備の開放・貸出

保有する検査設備等を広く一般に活用してもらうため、ガスが使用できる電波半無響室、環境試験室、大型送風機など各種検査設備の開放・貸出を実施しており、技術開発や品質向上等にお役立ていただいています。

4 広報活動

ガス関連機器の安全な使用等の周知を目的として、展示会に出展を行うとともに業界紙・インターネット等の媒体を利用して広報活動を行っています。

MEMO

事業所のご案内

JIA 本部

TEL 03-5570-5981 (代)
FAX 03-5570-5991

JIA 認証技術部

TEL 03-5570-5990 [認証・技術]
TEL 03-5570-5988 [国際]
FAX 03-5570-5992

森林 EPA チーム [森林認証] [FIT]

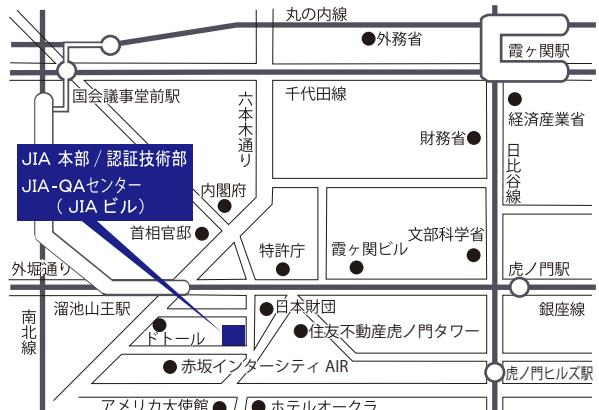
TEL 03-3586-1686
FAX 03-5570-5992

JIA-QAセンター本部・東京支店

TEL 03-5570-9561 (代) [ISO認証] [GHG]
FAX 03-5570-9566

◆所在地 : 〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10

◆交通案内 : 溜池山王駅 9番出口より 徒歩 3 分
虎ノ門駅 3番出口より 徒歩 7 分
国会議事堂前駅 3番出口より 徒歩 7 分
虎ノ門ヒルズ駅 A 2 出口より 徒歩 7 分

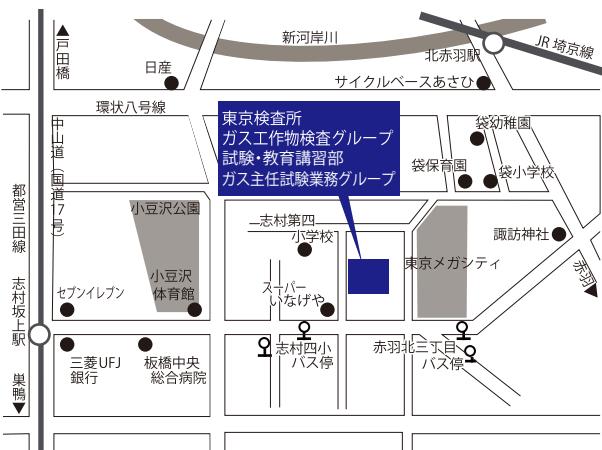


東京検査所

TEL 03-3960-4251 (代)
FAX 03-3558-3207

◆所在地 : 〒174-0051 東京都板橋区小豆沢 4-1-10

◆交通案内 : 地下鉄都営三田線 志村坂上駅 A3 出口より徒歩約 10 分
JR 北赤羽駅 赤羽口より 徒歩約 10 分
JR 赤羽駅下車
西口 2 番バスのりば桐ヶ丘循環バスにて
志村四小バス停下車
徒歩約 2 分 (バス所要時間約 10 分)



ガス工作物検査グループ

TEL 03-3960-0031
FAX 03-3558-3207

試験・教育講習部

TEL 03-3960-7841
FAX 03-3960-7886

ガス主任試験業務グループ

TEL 03-3960-0159
FAX 03-3960-8080

名古屋検査所

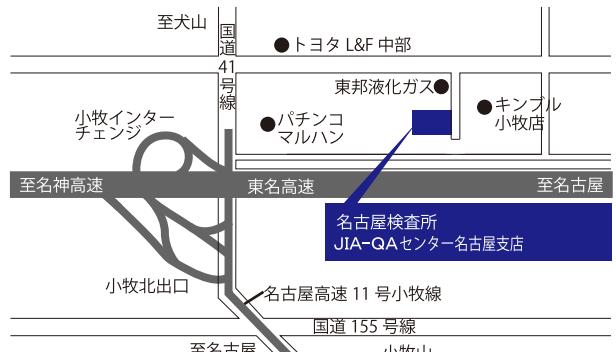
TEL 0568-72-2361 (代)
FAX 0568-77-5918

JIA-QAセンター名古屋支店

TEL 0568-72-7201
FAX 0568-72-7203

◆所在地 : 〒485-0016 愛知県小牧市間々原新田字下芳池 328

◆交通案内 : 名鉄岩倉駅より
タクシー約 20 分 (約 6.5km)
名鉄小牧駅より
タクシー約 10 分 (約 3km)



大阪検査所・技術センター

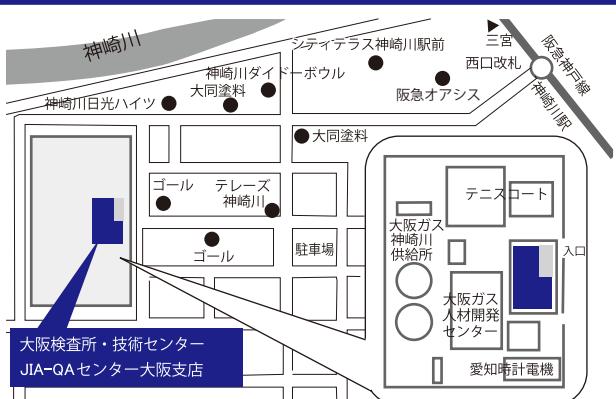
TEL 06-6224-4468 (代)
FAX 06-6300-0456

JIA-QAセンター大阪支店

TEL 06-6224-4403
FAX 06-6300-0456

◆所在地 : 〒532-0032 大阪府大阪市淀川区三津屋北 2-22-62

◆交通案内 : 阪急電鉄神戸線
神崎川駅より 徒歩約 10 分



JIA-QAセンター北海道支店

TEL 011-215-9133
FAX 03-5570-9566

◆所在地 : 〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 16 丁目 1 番 323 号 春野ビル 3 階

JIA-QAセンター九州支店

TEL 092-688-0020
FAX 092-688-0021

◆所在地 : 〒810-0011 福岡市中央区高砂 1 丁目 1-25 ニューガイアオフィス天神 1006 号

◆交通案内 : 西鉄天神大牟田線 薬院駅より 徒歩 4 分